

Instagramを活用した観光事業のPRに係る業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1 事業の目的

現在、多くの人が SNS を情報収集手段として活用している。SNS の中でもInstagram は購買等行動に繋がる影響が大きい。

令和 5 年度から観光魅力創出事業、桑名ファンクラブ拡大事業を開始するにあたり、Instagram を活用した情報発信を行い、本市の認知度向上、来訪者数の増加及び消費に繋げることを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業名

Instagram を活用した観光事業の PR に係る業務委託

(2) 業務内容

別紙「Instagram を活用した観光事業の PR に係る業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 履行機関

本業務に係る委託契約期間：契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日（月）まで

(4) 予算限度額

Instagram を活用した観光事業の PR に係る業務委託 3,500 千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

3 委託予定者の選定

本事業の委託予定者の選定は、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。

受注を希望される業者は、参加表明書及び実績調書を提出のうえ、公募型プロポーザルに参加し、業務についての提案を行う。

提案内容等について審査の上、事前に審査委員会で定めた合格基準点を満たし、最も優れていると認められた者を委託予定者とする。なお、応募業者が 1 者であっても、合格基準点を満たしていれば委託予定者とする。

4 事務手続及び事業スケジュール

事業選定スケジュールは以下のとおりである。(土日、祝日を除く。)

項目	日程
参加表明書の提出期間	令和5年1月23日(月)～1月26日(木)
審査(プレゼンテーション及び質疑応答)	令和5年1月30日(月)
結果通知	令和5年1月31日(火)
契約手続き	令和5年2月1日(予定)

5 公募型プロポーザルへの参加表明

公募型プロポーザルへの参加を希望する方は、参加表明書に必要事項を記載の上、以下のとおり提出すること。

なお、参加表明された場合であっても、契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。

(1) 参加表明書提出期間

令和5年1月23日(月)から令和5年1月26日(木)まで

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

【宛先】〒511-0079 三重県桑名市有楽町59 桑名市観光協会 宛

6 提出書類

(1) 提出書類

- ・参加表明書
- ・実績調書
- ・会社概要
- ・業務実施体制
- ・参考見積書
- ・企画提案書(任意)

(2) 提出部数

企画提案書(紙媒体) 7部(正本1部、写し6部)

(3) 提出期間

令和5年1月26日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、「簡易書留」で、令和5年1月26日(木)必着で次の宛先に郵送すること。

【宛先】〒511-0079 三重県桑名市有楽町59 桑名市観光協会 宛

(5) 全体的な留意事項

- (ア) 企画提案書に虚偽の事項を記載した場合には、提案を無効とする。
- (イ) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (ウ) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、委託予定者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成する。
- (エ) 提出された企画提案書は、提出後において資料の追加、内容の変更は認めない。
- (オ) この公募型プロポーザルへの参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。

(6) 企画提案書の作成及び提出上の留意事項

- (ア) 企画提案書は、審査基準に沿った内容で作成すること。
- (イ) 提出部数は7部（正本1部・副本6部）とし、副本は表紙に社名の記載及び押印をしないこと。用紙はA4サイズ、ページ数は20ページ以内に収めること。
- (ウ) 提案書には、正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現を入れず「A社」といった表現で記載すること。

(7) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (ア) 提案書提出期限に遅れた者
- (イ) 提出書類の虚偽の記載をした者、又は本要項に違反する表現をした者
- (ウ) 予定価格を超える見積り金額を提案した者

7 提案の審査及び委託予定者の決定

本業務の受託候補者の選定は、プレゼンテーション及び質疑応答により審査・選定を行う。

(1) 実施日

令和5年1月30日（月）

(2) プレゼンテーション及び質疑応答時間

1者につき、30分程度（概ねプレゼンテーション25分、質疑応答5分以内とする。）を予定している。なお、本業務の総括責任者は必ず出席するものとし、計3名以内とする。

(3) 選定に係る留意事項

- (ア) 審査は非公開とする。
- (イ) 審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けない。

(4) 選定結果

審査委員会終了後、プレゼンテーションを行ったすべての業者に選定結果を令和5年1月31日（火）に文書で発送する。

8 審査基準

番号	評価項目	評価内容
1	業務実施体制	提案内容を実施できる人員が確保され、円滑に業務が遂行できる実施体制であるか。
2	実施スケジュール	事業全体の実施スケジュールは妥当か。
3	提案内容	本業務の目的や内容に合致した提案となっているか。十分な実績を有しているか。
4		本事業の目的・企画を理解し、最大限の効果的なアプローチが得られそうか。
5		ターゲットを適正に把握し、インスタグラム等 SNS の特性について十分に理解した提案となっているか。
6		本事業の効果を継続させるための持続可能な運営方法の提案が期待できそうか。
7	取り組み意欲	本業務に対する姿勢が適切で、意欲が感じられるか。
8	見積もり金額	上限額を踏まえ、事業内容に対し、妥当性があり、且つ効果的な予算配分計画になっているか。